

看護職員の確保対策等

看護職員需給見通しに関する検討会(第七次)

現在の平成17年12月に取りまとめた第六次看護職員需給見通し(平成18年一平成22年)が平成22年までとなっており、また、看護職員の需給を取り巻く環境には様々な変化がみられることから、平成23年以降の中長期的な需給見通しについて検討を行うものである。

協働推進研修事業

平成19年12月医政局長通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」において示した強化すべき看護業務について、チーム医療のもとに看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進するための研修事業を創設。

・実施主体:都道府県 　・補助率:国1／2、都道府県1／2 　・受講対象者:看護職員

訪問看護管理者研修事業

訪問看護事業所全体の看護の質の向上及び訪問看護の推進を図るため、訪問看護事業所の管理者に対し、最適なケア提供のための看護計画立案、訪問看護師のケア技術の質の保証や安全管理、スタッフの能力開発など、管理者に対する研修事業を創設。

・実施主体:都道府県 　・補助率:国1／2、都道府県1／2 　・受講対象者:訪問看護事業所の管理者

高度在宅看護技術実務研修事業

高度の在宅看護技術が提供できる訪問看護師の人材育成及び確保を図るため、訪問看護に関心を持ち、このような看護に携わることを希望する者に対する技術の習得のための熟練訪問看護師による実務研修事業を創設。

・実施主体:都道府県 　・補助率:国1／2、都道府県1／2 　・受講対象者:医療機関に勤務する看護師、潜在看護師等

在宅高齢者への歯科保健医療対策の推進

〈在宅高齢者に対する歯科保健医療の現状〉

- 要介護度が高くなるほど、重度う蝕が多くなる傾向にあり、歯科治療の必要性も高くなる傾向
- 歯科治療の必要性については、約89%のものが「何らかの歯科治療または専門的な口腔ケアが必要」である一方、実際に歯科治療を受診した者は約27%で、大きな隔たり

出典：厚生労働科学研究費補助金
(情報ネットワークを活用した行政・歯科医療機関・病院等の連携による要介護者口腔保健医療ケアシステムの開発に関する研究)

- 在宅歯科医療サービスを実施している歯科医療機関は、全体の約18%

(平成17年：医療施設(静態・動態)調査・病院報告概要)

①高齢者・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等を推進する歯科医師、歯科衛生士の養成講習会

【歯の健康力推進歯科医師養成講習会】

実施方法：日本歯科医師会委託

開催地区：全国8地区で開催、1地区約50人

内 容：在宅歯科診療の注意点、医師・看護師等との連携、介護施設での実習等

②在宅歯科医療機器に関する歯科医療機関への補助
【在宅歯科診療設備整備事業】

対 象：①の講習会を修了した歯科医師で、医療機関の開設者

補助内容：在宅歯科医療に必要な機器等に関する、初度設備整備事業

補助割合：事業主1/3、都道府県1/3、国1/3

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の概要

施行期日：平成22年4月1日（設立準備に必要な規定は公布日）

現在6つある国立高度専門医療センターを、それぞれ平成22年度から非公務員型の独立行政法人へ移行させるため、所要の措置を講ずる。

組織形態

国立高度専門医療センター(NC)

- ・国立がんセンター
- ・国立循環器病センター
- ・国立精神・神経センター
- ・国立国際医療センター
- ・国立成育医療センター
- ・国立長寿医療センター

【現在】

【平成22年4月】

国立高度専門医療研究センター

- ・(独)国立がん研究センター
- ・(独)国立循環器病研究センター
- ・(独)国立精神・神経医療研究センター
- ・(独)国立国際医療研究センター
- ・(独)国立成育医療研究センター
- ・(独)国立長寿医療研究センター

業務等

法人は、国民の健康に重大な影響のある

- ・がんその他の悪性新生物
- ・循環器病
- ・精神・神経疾患等
- ・感染症等
- ・成育に係る疾患
- ・加齢に伴う疾患

に係る医療の調査、研究及び技術の開発、これら の業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修、医療政策の提言等の業務を行い、国内の医療水準をリードし、国際的な医療研究のネットワークに参画できる機関とする。

今後の主な役割（政策医療の牽引車）

臨床研究の推進

医療の均てん化等の推進

※都道府県の中核的医療機関を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及

※地域医療の指導者等の育成（いわゆる「指導者の中の指導者」）等

政策提言

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

施 策

○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・ 国立ハンセン病療養所等における療養の確保(第7条)
- ・ 国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障(第8条)
- ・ 国立ハンセン病療養所における生活の保障
 - ①意思に反する退所、転所の禁止(第10条)
 - ②国は医師の確保等、医療・介護体制の整備に努める(第11条第1項)
 - ③地方公共団体は②の施策に協力するよう努める(第11条第2項)
 - ④地方公共団体等による土地等の利用が可能(第12条、附則第8条)

○社会復帰の支援及び社会生活の援助

○名誉回復及び死没者の追悼

○親族に対する援護

※ 健康局資料参照

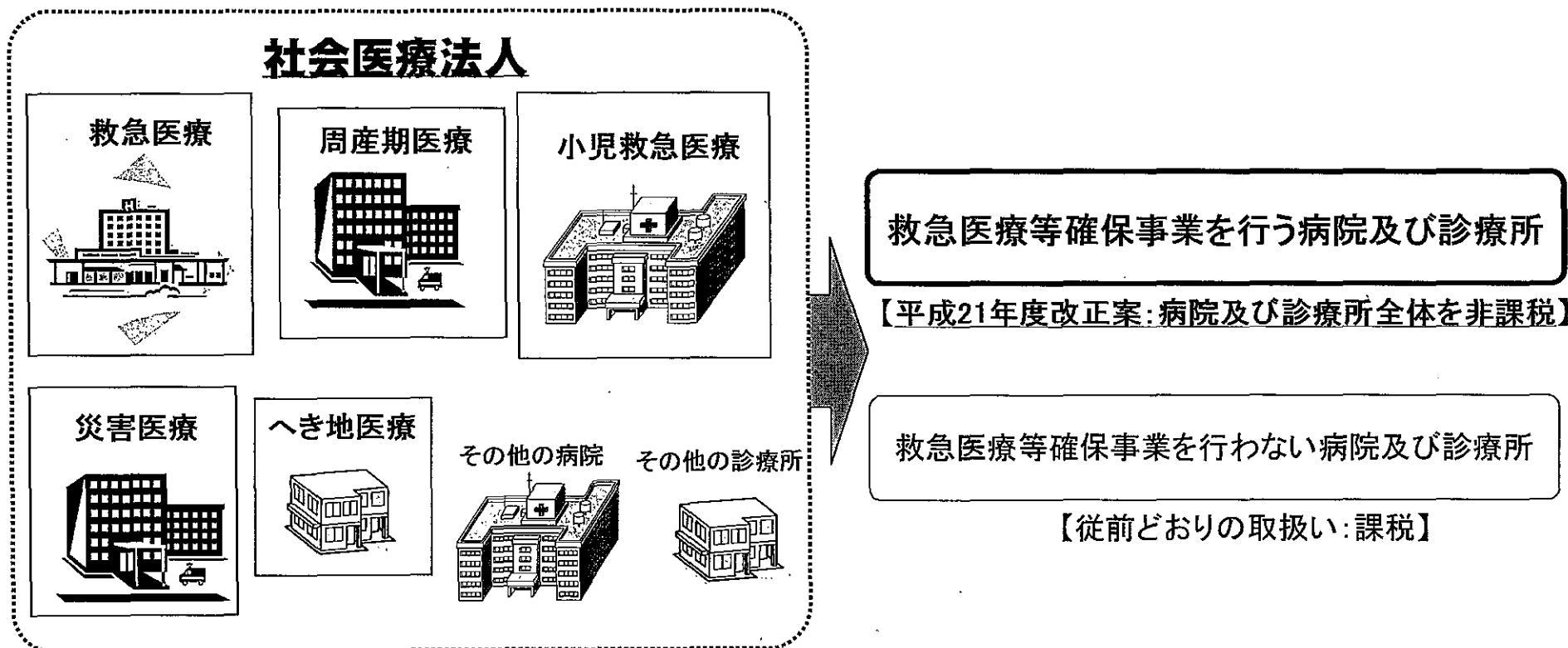
そ の 他

- ・ この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・ らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設

地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るために、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療)を行う病院及び診療所に係る固定資産税等の非課税措置を創設する。

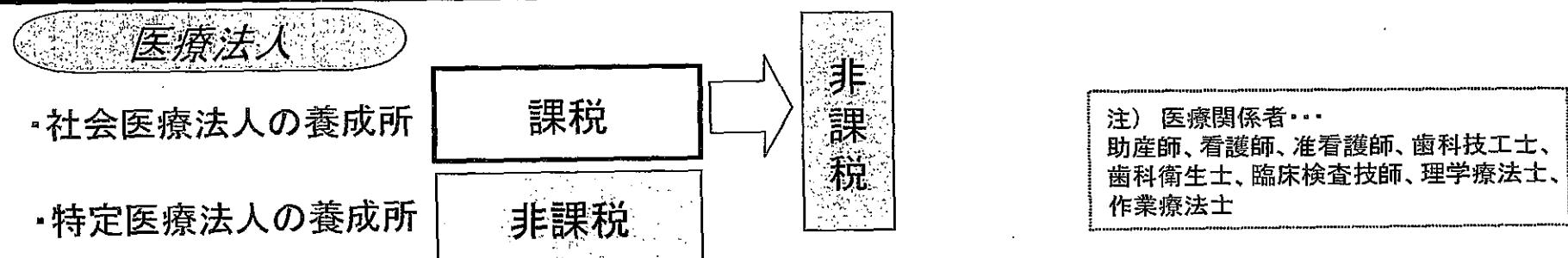
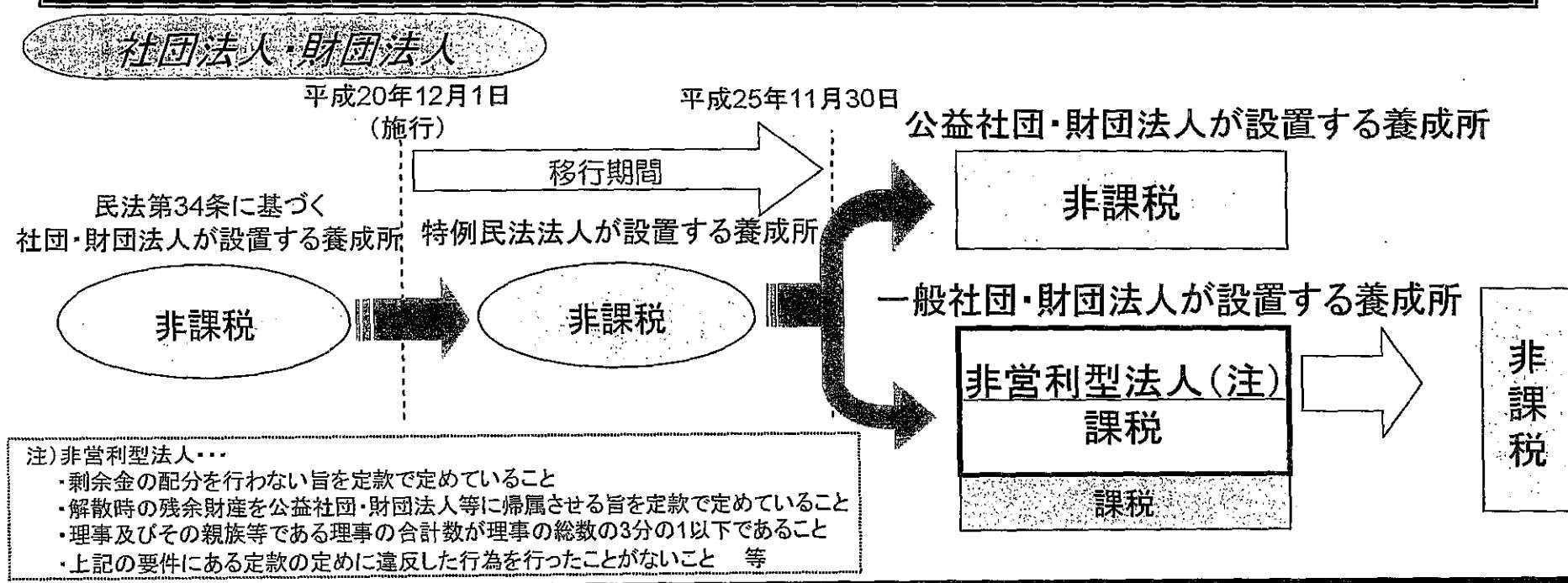
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕



※ 救急医療等確保事業を行っている病院及び診療所については、有料駐車場等を除き、病院及び診療所全体を非課税。救急医療等確保事業を行っていない病院及び診療所は非課税措置の対象とならない。

医療関係者の養成所に対する非課税措置の創設

- 看護師等の医療関係者を確実に養成するため、医療関係者の養成所について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の非課税措置を創設する。



※この他にも、社会福祉法人、(独)労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所についても同様の非課税措置が講じられた。